



Title	新学習指導要領解説「歴史総合」の「問い」を考える ：欧米で生まれた国民国家は、なぜ日本をはじめ世界 へ広がったのだろうか
Author(s)	小川, 莉菜; 谷垣, 美有; 内藤, 裕子 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2020, 17, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91424
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

2019 年度大阪大学歴史教育研究会院生グループ報告 (1)

新学習指導要領解説「歴史総合」の「問い」を考える

—欧米で生まれた国民国家は、なぜ日本をはじめ世界へ広がったのだろうか—

小川莉菜・谷垣美有・内藤裕子・向井健悟

はじめに

2022 年度より、高等学校の歴史教育では新たに「歴史総合」という科目が設けられる。近現代史を中心に、世界史・日本史の双方向から歴史を総合的に把握する試みである。『高等学校新学習指導要領（平成 30 年告示）解説 地理歴史編』（以下、『指導要領解説』）では「歴史総合」について、「社会の形成者となる生徒が、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を主体的に考察、構想できるように配慮した科目である」と説明されている¹。現代社会は、交通や通信手段の目覚ましい発展により急速にグローバル化がすすんでおり、今を生きる私たちはまさにグローバル社会の一員である。学校歴史教育における歴史総合の取り組みとは、まさにその動向を反映するものともいえよう。また近年、そうした社会的背景を受け、歴史学会においてもグローバル・ヒストリー研究が精力的に行われてきている。一部で有用性に疑問が呈されている歴史学において、研究成果を学校教育に活かすことは、学問の存在意義をアピールすることのできる恰好の機会であるともいえよう。

さて、本稿では、歴史総合の授業展開に欠かせない「問い」について検討していく。『指導要領解説』において「問い」とは「推移や展開を考察するための課題（問い）」や、「事象を比較し関連付けて考察するための課題（問い）」とされ、「事象それぞれの学習の際に、段階的に課題（問い）を設定することが求められ」ている²。要するに、学習を促進するための起爆剤のようなものといえようか。

以上のなかで、私たちが取り上げた「問い」は、副題にも示した「欧米で生まれた国民国家は、なぜ日本をはじめとして世界へ広がったのだろうか」というものである。この「問い」の位置づけについては、ここでは詳述を避け【表 1】の内容に委ねておく。

¹ [文部科学省 2019、124 頁]。

² [文部科学省 2019、149 頁]。

【表 1】本報告が取り上げる問いの位置づけ

『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 地理歴史編』をもとに作成。

大項目 B：近代化と私たち	
産業社会と国民国家の形成を背景として、人々の生活や社会の在り方が変化したことを扱い、世界とそこにおける日本を広く相互的な視野から捉えて考察し、現代的な諸課題の形成に関わる近代化の歴史を理解できるようにすることをねらいとする	
中項目 B：国民国家と明治維新	
アジア諸国とその他の国や地域の動向を比較したり、相互に関連付けたりするなどして、政治変革の特徴、国民国家の特徴や社会の変容などを考察し表現して、立憲体制と国民国家の形成を理解すること、帝国主義政策の特徴、列強間の変容などを考察し表現して、列強の帝国主義政策とアジア諸国の変容を理解することをねらいとする	
小項目	
ア（ア）：次のような知識を身に付けること	イ（ア）：次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること
18世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向、日本の明治維新や大日本帝国憲法の制定などを基に、立憲体制と国民国家の形成を理解すること	国民国家の形成の背景や影響などに着目して、主題を設定し、アジア諸国とその他の国や地域の動向を比較したり、相互に関連付けたりするなどして、政治変革の特徴、国民国家の特徴や社会の変容などを多面的・多角的に考察し、表現すること

ここで、課題となる「問い」のポイントを確認しておきたい。まず一つ前提となるのは、歴史総合という科目において「国民国家」を扱うことの意味についてである。少なくとも高等学校における歴史教育に関しては、現行の教科書をみるかぎり国民国家という用語が十分に扱われていないように思われる。これはとくに日本史において顕著である。歴史総合は世界史と日本史とを融合させた科目であり、生徒は世界史のなかで日本を相対化することが要求される。この科目は、これまで明示的に言及されることのなかった日本の国民国家形成についても考えるきっかけとなるだろう。

2 点目は、「問い」に「日本をはじめ」の文言がみえることである。ここには、まず日本を中心に据えて検討せよという意図が示されているだろう。

そして 3 点目は、「欧米で生まれた国民国家」という表現である。そもそも「欧米」の中でも、各地域によって国民国家が形成されるタイミングや背景はさまざま、到底一枚岩に語ることはできない。また、何をもって国民国家が形成されたといえるのかという問題もある。さがかけて市民革命を達成したイギリスやフランスについても、国民の創出を成し遂げることが簡単には進まなかった。学校歴史教育において、国民国家を扱いづらい原因はここにあるのではないだろうか。

以上のような前提を踏まえて、次に、これまでの学校歴史教育において国民国家がどのように言及されてきたかを検討する。歴史総合が近現代史を中心にする以上、ここでは、対象に「日本史 A」「世界史 A」を据えることとする。

まず日本史 A の教科書を見ていきたい。国民国家という用語は索引に確認できない。しかし一方で、「国民皆兵」「国民学校」などのように、「国民〇〇」という用語がいずれの教科書にも散見されるのが特徴である。とはいえ、教科書内の叙述に国民国家がみえる例もある。

【資料 1】「国民の創出」（『高等学校 日本史 A 新訂版』清水書院、平成 27 年度
検定、49 頁）

政府は西欧の国民国家体制にならって、江戸時代までの身分制を改め、公家と藩主を華族、武士を士族、百姓や町人を平民とした。さらに平民の苗字使用や華・士族との結婚も認め、そのほか、住居移転・職業選択の自由などを認める四民平等の政策を進めた。ついで、1871 年には身分解放令（賤民廃止令）によって「えた」「非人」などの呼称を廃して平民としたが、さまざまな面で差別はなくならなかった。さらに、同年、新たな戸籍制度を設け、戸籍編成の方法をこれまでの身分別編成から居住地別編成へと変更した。これらの政策をとおして、国家を構成する国民が生み出されることになった。こうして、皇族は別として、いわゆる四民平等の世となったが、社会生活上の差別はなくならなかった。

しかしながら、ここでは「西欧にならって」という説明があるだけで、国民国家がいかなる概念か、という点については言及がない。専ら国民国家という用語は世界史で学ぶものであるとも受け取れる。日本史の場合は、国民がどのように形成されたか、という点に力点が置かれているのであり、「日本がなぜ国民国家化したのか」という点や、日本の国民国家化の特徴などが不明瞭なままである。

では「世界史 A」ではどうか。日本史とは違っていずれの教科書においても用語索引に国民国家は確認できる。しかし、その叙述を確認すると次のとおりである。

【資料 2】「国民国家の原則」（『明解 世界史 A』帝国書院、平成 23 年度検定、
100-101 頁）

封建制度下では地域ごとに法も慣習も違い、その生活も多様だった。これに対しフランス革命は、一国の政治（議会の定めた法律）が経済・文化など人々の生活全体を規定するという新しい社会の始まりであった。三色旗や『ラ＝マルセイユーズ』なども、この新しい国民国家の象徴として重視された。19 世紀は、人々が国民に変わっていく世紀となった。

【資料 3】「ナショナリズムと国民国家」（同上、110-111 頁）

19 世紀後半の新たな状況の中で政治を導いたのは、一つの民族が国民となって国家（国民国家）をつくることを理想とする、ナショナリズムである。しかし、実際にはオーストリアのように諸民族が混じり合っていて住んでおり、その中で多数を占める民族が国家を運営した。このため、国民単位に人々をまとめる国民統合の過程で、少数民族や少数集団への抑圧が発生した。従来の地域的まとまりを破壊したり、特定の人々が国民から排除されたりする場合もあり、これらの問題の解決は、今日も多くで課題となっている。

ここで具体的に例示されるのはフランスのみで、説明についても「一つの民族が国民となって国家（国民国家）をつくることを理想とする」というに留まり、国民国家の多様性についての言及はなされていない。

このように、高等学校における歴史教育では国民国家が十分に扱われているようには思えないのだが、最後に改めて歴史学において国民国家がどのように理解されているのかを確認しておく。

ここでは木畑洋一の理解を確認しておきたい。木畑は「国民国家（ネーション・ステイト）とは、境界線に区切られた一定の領域から成る主権を備えた国家で、その中に住む人びと（ネーション＝国民）が国民的一体性の意識（ナショナル・アイデンティティ＝国民的アイデンティティ）を共有している国家のことをいう」とする³。しかし、この説明には様々批判が加えられており、とくに西川長夫は、「上記の定義は一般的かつニュートラルな定義であり、さまざまな歴史的コンテクストのなかでその意味と内実が問われなければならない」とし、国民国家の安定や完成が原理上ありえないことを説明している⁴。ここにも、国民国家を一概に理解することの難しさをみてとれよう。

しかし見逃してならないのは、また木畑がいうように、国民国家の形成に決定的に不可欠なのは「国民」、「ナショナル・アイデンティティ＝国民的アイデンティティ」である⁵という指摘である。国民国家がどのようにして拡大していくのか、という点を考える際には、各国において「国民」や「ナショナル・アイデンティティ」が創出される過程に迫ることこそが重要ではないだろうか。

そこで本稿では、まず国民国家の例としてよく取り上げられるフランスを中心に、19世紀のヨーロッパの国民国家形成と帝国の拡大について検討する。これらが両輪で進行するなかで、国民国家の概念は非ヨーロッパ世界へ輸出されることになるのである。それを踏まえたうえで、日本へと視点を移し、幕末・明治初期の日本において、国民がどのように創出されたのかを明らかにする。そして近接する東アジアの例として、中国とインドネシアにも目を向けたい。それにより、国民国家の形成が東アジアでどのように展開していったのかを分析する。ここから国民国家形成の背景を明らかにできると考える。

第1章 ヨーロッパにおける国民形成

19世紀のヨーロッパは、国民国家形成が強く推し進められた時代であり、盛んに国外へ進出して勢力圏を拡大する「帝国の時代」であった。当時の列強諸国は国民国家でもあり帝国でもあるという二面性を持っており、これを山室信一は「国民帝国」と呼んだ。この章で

³ [木畑 1994]。

⁴ [西川 1995、5 頁]。

⁵ [木畑 1994]。

は、フランスを中心に、内の文明化としての国民形成と、外の文明化としての対外進出に注目し、19 世紀を通じて国民国家が徐々に形成され、ヨーロッパの外へ拡大していく様をみていく。

1. 内の文明化—19 世紀フランスにおける国民形成

フランス革命の目標は、封建的諸特権と身分制度を廃して均質な「国民」を創ることであり、こうした国民が主権を持つ国家を創ることであったとしばしば指摘されている。

革命以前において、**nation** という言葉はラテン語の **natio** を語源とし、元々生まれ (**naissance**) や共通の生地をもつ人々 (**race**) といったニュートラルな言葉として使用されていた。他方、政治的、思想的な文脈で国を表現するときには、**nation** の類義語である **patrie** や **patriotisme** といった語が使用されていた⁶。しかし、革命期には、様々な陳情書や論争の中で、**patrie** ではなく **nation** の語が使用されるようになっていく。シイエスは『第三身分とは何か』において、「全てに先行して存在」し、「その意志は常に適法」であり「法律そのもの」であるような国民 (**nation**) を想定し⁷、「人間と市民の権利の宣言 (人権宣言)」によって、フランスは国民が主権を持つ国家となった。

西川長夫はこの **patrie** から **nation** への転換について、**nation** の持つ民衆的 (**peuple**) な要素に注目し、人民自身が自らのこととして権利要求を始めたことを指摘している⁸。すなわち革命期には、個人と結びつき、排他的な「祖国」としての **patrie** ではなく、より集団的な **nation** が重視されるようになったのである。

こうして革命の進展とともに単一にして不可分のフランスという、一枚岩の **nation** のイメージが形成されていった。また、続くナポレオンの侵略戦争で国境の向こう側の敵に対峙することで、「一国単位での国民理解」が生み出されていく⁹。しかし、この段階では、納税額による能動市民と受動市民の区別や、法的権利の範囲から除外された女性が存在したように、権利面での市民 (国民) の平等にはさまざまな課題が残されていた¹⁰。

⁶ 『百科全書』において、**nation** は「一定の広さの国 (**pay**) に住み、一定の境界に閉じ込められ、同じ政府に従う大量の人民を表すために用いられる集合的な言葉…」といったように、ニュートラルな言葉として扱われる一方で、**patrie** の項では、自由や幸福と結びつくことや、「専制主義のくびきの下に祖国は存在しない」といった政治的な記述がなされている。[西川長夫 1992、7-8 頁]。

⁷ [シイエス 2011、105 頁]。

⁸ [西川 1992、9 頁]。

⁹ [池田 2012、84 頁]。

¹⁰ 革命期には、両性平等を求める陳情書や女性が参加する政治クラブが見られ、また 1791 年には女性劇作家オランプ・ド・グージュによる、人権宣言を振ったパンフレット「女性と女性市民の権利宣言」が公刊されている。革命政府は「家内」での男女平等を図る政策を行ったものの、公的領域からは女性を排除した。ナポレオン期には家内における女性の従属的地位が再び

加えて、フランスに帰属するという意識を持つ「国民」の形成のための公的な努力も簡単には進まなかった。革命期には、「国民」形成のための政策が盛んに検討された。市民教育の場として公教育が重視され、初等教育の義務化のほかにも、子どもだけでなく一般市民を対象とする公教育としての祭典や政治集会、図書館や博物館などの役割が重視された。しかし、テルミドールのクーデタを経てこうした政策は実現されず、エリート教育重視の方向性がとられていく。七月王政期のギゾー法（1833 年）や第二共和政期のファルー法（1850 年）によって国家が公教育制度への介入を進めていったものの¹¹、教育は依然教会が担っており、教育を通じた国民統合やナショナル・アイデンティティの形成はこの時点では明確には行われなかった。また、これらの法によって就学児童の数は増加したものの、識字率の地域差は大きく、フランス語浸透度についても革命期からあまり進展が見られなかった¹²。

このように、革命以後なかなか進展しなかった「国民」の創出は、19 世紀後半の鉄道網の発達や工業化の進展により都市と地方が結びつけられていくなかで徐々に進展していく。革命以後続いていたカトリックと共和派の対立が第三共和政期に共和派の勝利で決着すると、80 年代には共和主義的改革が盛んに打ち出され、国民統合が進められていった。ここで、国民統合の装置とされたのは、フランス革命期の集合的記憶であった¹³。

第三共和政は自らを革命の継承者として位置付け、革命にまつわる様々な記憶を制度化した。1879 年にラ・マルセイエーズが国歌となり、翌年にはバスティーユ襲撃の日である 7 月 14 日が革命記念日として国家祭日に制定される。また、各地に共和国の女神マリアヌス像が作られ、革命 100 周年にはパリ万博が開催され、革命に関する様々な記念日に祝祭が行われた。また、1881 年には学術誌『フランス革命』が創刊され、その後ソルボンヌ大学にフランス革命史講座が開設し、フランス革命史学会が成立するなど、歴史学においても集合的記憶としての革命の制度化が進められた¹⁴。

また、1881 年から 82 年のフェリー法によって、初等教育の無償、義務、世俗化が実現した。公教育において、歴史教育は公民教育としての役割も担っており、国民の共通の記憶としての国民史が重要な意味を持った。国民史はしばしば国内の宗教問題や社会問題についての記述を避けつつ選択的に構成することによって、「ナショナル・ヒストリー」や「ナショナル・アイデンティティ」をつくりあげようとした¹⁵。このような歴史教育を通じて、子

強調されるようになる。[平野編 2019、98-102 頁]。

¹¹ ギゾー法によって、人口 500 人以上の市町村への初等学校設立が決められ、教員が公務員となった。また、ファルー法では人口 800 人以上の市町村へ公立女子校の設立が決められた。

[平野編 2019、168-177 頁]。

¹² [谷川・渡辺編 2006、158 頁]。

¹³ [谷川 1997、第 6 章；谷川 1999、第 2 章]。

¹⁴ [谷川 1997、187 頁]。

¹⁵ 教科書としては、エルネスト・ラヴィスによって作成された、『プチ・ラヴィス』の愛称で知られる小学校歴史教科書や、地理歴史の日常読本である『二人の子どものフランス巡歴』など

どもたちは身近な郷土としての「小さな祖国」への愛着と、これを取り巻くフランスという祖国への愛着を持つように導かれた。また、祖国愛とともに、「市民の義務」としての兵役の重要性が説かれた¹⁶。

2. 外の文明化—植民地拡張と「文明」

ここまでフランスの事例を見てきたが、19 世紀、とりわけ後半はヨーロッパ各地でナショナリズムが高まった時代であったと同時に、外部へ勢力を拡張していく動きが盛んに行われた時代でもあった。さきがけて工業化を達成したイギリスは、圧倒的な経済力を背景として自由貿易政策を推し進め、公式な植民地以外の地域にも経済的支配を及ぼしていった。こうして、イギリスを中心に「欧米の主権国家システム間の自由貿易体制」と「非ヨーロッパ世界における『強制された自由貿易』の体制」を両翼とする帝国主義的国際経済秩序が形成されていく¹⁷。またロシア帝国では、クリミア戦争敗北後、国家・社会の近代化（西欧化）が進められたが、これと同時に戦争の損失の埋め合わせとして、またイギリスのアジア支配への対抗として、アジアへの拡大が進められた。また、フランスも 1830 年のアルジェリア進攻以後アフリカでの植民地建設を進めていく。

このようなヨーロッパの対外進出を正当化したのは、遅れた地域を「文明化」とするという論理であった。文明たるヨーロッパと野蛮たる非ヨーロッパを対置する見方は、18 世紀のアフリカ探検や啓蒙思想を通じてできあがっていた¹⁸。これが 19 世紀には「文明化の使命」や「白人の責務」などといったスローガンが掲げられて植民地獲得の論理とされていく。フランスでは第三共和政期に最も植民地拡張が進められたが、ここにおいて、植民地の拡張とは共和主義の「自由・平等・友愛」といった理念を広めていくことであり、植民地化を通じて「未開の民族」をフランスと同じレベルまで同化させることが理想とされた。土地を耕さず国家を持たない人々は自然状態であるために所有権を主張することもないとされ、彼らの土地はヨーロッパ人にとって「空き地」とみなされた。このような土地を拓き、植民地化することによって文明化することはヨーロッパの責務であった¹⁹。

さらに、この文明という概念はヨーロッパと非ヨーロッパを区別する論理としても機能した。「ある地域に国際法を平等に適用するか否かの基準」として「文明国標準」という概念がある²⁰。この条件として、酒井一臣はゲリット・ゴンによる次の定義を引用している²¹。

がベストセラーになった。[谷川 1999、35-47 頁]。

¹⁶ [渡辺 2000、299-300 頁]。

¹⁷ [杉原 2003]。

¹⁸ [弓削 2014]。

¹⁹ [バンセル他 2011、82-85 頁]。

²⁰ [酒井 2009；酒井 2019、188-224 頁]。

²¹ [酒井 2009、4 頁]。

- (1) 基本的権利をとくに外国人にたいして保証すること。
- (2) 効率的な国家運営と自衛のできる政治機構をもっていること。
- (3) 戦時を含め、国際法を受け入れ、かついかなる法域においても公正さが保障された国内法制度をもっていること。
- (4) つねに適切な外交手段を行使することによって、国際システムでの責務を果たすこと。
- (5) 殉死・一夫多妻・隷属など文明的ではない慣習を捨て、文明国が受け入れている規範や慣行に従うこと。

文明国標準は、ヨーロッパの国家間では問題とされなかった。これは非ヨーロッパ地域に対してヨーロッパ人の権利を守るための基準として機能した一方で、この基準を満たさない地域を差別化し、そうした地域を植民地化する、または支配下に置くという帝国主義的な側面を持った。西洋諸国を頂点とする階層的な国際秩序のなかで、非文明とされた非ヨーロッパ諸国が対等な植民地化を回避して地位を得るには、この基準を徹底的に満たす必要があったのである。

これを最も敏感に取り入れた国の一つが日本であるといえるだろう。列強諸国との交渉のなかで、平等な国際法の理念への信頼は崩れていった。西洋文明を部分的に取り込むような和魂洋才の考えでは文明国標準を前提とする国際社会では文明国と認められないことが明らかになるなかで、日本は文明国標準の全面的な受け入れへと向かった²²。文明国となることは、当時の国際社会を構成した「国民帝国」の論理を内在化することであった。こうして日本は明治以降、国民国家化と帝国化を進めていくことになる。

さらに、「国民帝国」による帝国拡張は、「他国に比してより広大な領域を支配している偉大な帝国に帰属しているという自意識」としての「帝国ナショナリズム」²³によって支えられた。このような性質によって、「国民帝国」は支配地域に「国民国家」や「ナショナリズム」の概念を持ち込むことになり、こうした地域に「植民地ナショナリズム」の勃興や、国民国家を形成することによる独立を促したのである²⁴。

3. 小括

ここまで、19世紀におけるフランスの国民形成と、植民地拡張を支えた論理としての「文明」についてみてきた。フランスにおいて、革命で生みだされた国民国家の概念は、その後19世紀を通じてゆっくりと進められたのであり、ドイツや日本における国民統合の進展に比して早期に達成されたとは言い難い点には注意が必要である。また、ヨーロッパ諸国の国民国家形成は帝国としての対外膨張と両輪のごとく進展した。当時の国民国家の内包する

²² [酒井 2019、第2章]。

²³ [山室 2003、105 頁]。

²⁴ [山室 2003、106-107 頁]。

帝國的な性質が、国民国家の概念をヨーロッパの外に押し出すことになったといえるだろう。

第2章 日本の国民国家形成

この章では、「問い」で取り上げられている日本の国民国家化について、その形成過程を通観する。

そもそも日本に国民国家化をもたらすことになる近代化諸政策は、どのような理由から始まったのだろうか。幕末のペリー来航以来の西欧列強の干渉と不平等条約の締結が、その大きな要因としてあげられることは容易に想像がつく。重要なのは、西欧列強の日本に対する不平等条約締結に正当性をもたらした根拠が「文明国標準」の論理にあったことである。日本としては、この条約の克服が必須の課題であり、そのために西欧列強と肩を並べ、「文明国」の仲間入りを果たさなければならなかった。

1. 明治維新

以下、中央集権的な国家をめざす明治政府の諸政策を具体的にみていく。

新政府は五箇条の誓文を公布して今後の政府の方針として王政復古と開国和親などを示し、天皇親政を強調した。江戸幕府を否定した明治政府は、神武天皇から脈々と続く歴代天皇の統治権を受け継ぐ明治天皇をいただいた政府であることを支配の論理として正当化したのである。明治政府は「王土王民」をめざして、1869年に版籍奉還、つづく1871年に廃藩置県を断行した。版籍奉還によって土地・人民を天皇へ返還させ、廃藩置県の断行により「分権体制」(＝封建)であった近世国家を、「一君万民」原理の下で再編成した²⁵。さらに、また国境を定めることによって、日本という国の領土が確定した。具体的には、小笠原諸島、琉球、蝦夷地が領土化された。

「国民」をつくる政策として基盤となったのは、身分制の解体である。ばらばらに存在した民衆を国家が「国民」として掌握するため、江戸時代から続くいわゆる士農工商の身分制は廃止され、新しく華族・士族・平民が創出された。相互の結婚や散髪・廃刀の自由が認められ、穢多・非人の称は廃止され、「四民平等」が目指された。さらに、国民の義務のひとつとして、徴兵制度が整えられた。四民平等がアメであるとすれば、徴兵制度はムチと捉えてもよいだろう。武士という身分がなくなった結果、武士による軍事力の独占もなくなり、「国民皆兵」のスローガンのもと、平民から成る軍隊が成立した。

また、徴兵制度など、各種法体系や制度の運用のために言語の統一が必要とされ、そのために「国語」が生み出された。現在、国や市町村から発給される文書はほぼ確実に「標準語」で書かれており、これを国語として大多数の人々が理解しているが、この仕組みも明治時代

²⁵ [落合 2018、61 頁]。

につくりだされた制度であった。軍隊においては、命令伝達のために統一言語が必要とされたことから、方言が否定されて標準語が話された。これには、同一の言葉を話すことで生まれる軍隊、すなわち国民の一体感を生み出す効果もあった。安田敏朗は、国民国家が「共時的現在性」（＝制度面）のみならず「通時的歴史性」のある「一体感」を求めたため、国語に「歴史」が付与され、国語は国民統合の象徴としての役割をもつようになったと指摘している²⁶。

こうした政府主導の政策はすべて、近代的な中央集権的国家体制を創出するための政策であった。江戸時代にはそれぞれの藩が「国家」として存在していたため、新政府はそれらを解体して日本を一つの「国家」として再編成する必要があった。しかし、出来上がったばかりの明治政府に統治の正当性はない。そこで彼らが持ち出してきた支配の根拠が「復古」であった。「神武創業」の精神にたちかえり、国の結集軸に「万世一系」の天皇を置いたのである。藩体制の解体と土地・人民の掌握・均質化といった、「上から」の近代化政策によって、天皇を国民統合の中心に据えた「国民」の創出、国民国家化が目指されたのである。

2. 民衆と国民化

2-1. 自由民権運動と憲法祭が国民統合に果たした役割

本節では牧原憲夫の論を参考に、自由民権運動と憲法発布の際に開催された憲法祭が、民衆の国民化に果たした役割を考えたい。ただし、自由民権運動の内実に関しては、ここでは詳述を避け、まずは、国民の創出にあたってこの動きが果たした役割を考える。

自由民権運動とは藩閥政府の有司専制に不満を抱く士族を中心にはじまる、国会の開設及び議会政治の実現を訴えた運動である。民権派に特徴的だったのは、政府に対しては国民としての権利（選挙権）を求める一方で、民衆に対しては国民としての自覚を求めている点である²⁷。政府批判を繰り返す民権派たちは、自らが国家の構成員、つまり国民であるという意識を強く抱いていた。

民権派の主張が民衆に伝わるうえで大きな役割を果たしたのが、演説会や民権運動会²⁸と

²⁶ [安田 2006a、66-67 頁]。これに関して安田は『万葉集』を例に挙げ、『万葉集』のことばは現在すべてを理解することが難しいものの、当時のことばが現代語に至るまでの歴史をあとづけることで、「国語」が歴史的に使用されてきたものとして国民統合の象徴になりうるとしている。[安田 2006b、49-50 頁]。

²⁷ 民権派が民衆に国民としての自覚を求めている点は、彼らが徴兵忌避を強く批判していた点からもわかる。[牧原 1998、82-84 頁]。

²⁸ 民衆にとって演説会は、民権派の主張に深く共感し、政治的目標を達成するために参加する場というよりは、弁士の苛烈な政府批判や演説を止めようとする警官との暴動を、一種のエンターテインメントとして楽しむ場であった。演説会はこのような性格を持ち合わせていたため、彼らの演説はますます激化し、さらなる暴動が発生した。一方、民権運動会は、演説会の弾圧が強まったため、別のデモンストレーション手段として開催されるようになった。民権運動会

いった場である。民権運動家にとって演説会・運動会は民衆と直接接触できる貴重な「場」であり、とくに民権運動会は民衆も競技に参加したため演説会より一体感を感じえた。

明治日本は近代化政策によって国民国家化を強力に推進したが、肝心の「国民」は制度が整っただけでは創出されえなかった。しかし民衆は、民権運動の「場」にいただけで天皇や国家といった概念と自然に接することとなり、「国民」となるための素地がつくられていったのである²⁹。

これと同じような機能が憲法祭にもみられる。憲法祭は、憲法発布を記念して開催された祝賀祭であったが、牧原は憲法祭も民衆にとって、天皇・国家といった事柄に接触する場であり、運動会や演説会と同じような効果をもたらしたことを指摘している。

憲法祭では政府によって天皇への「万歳」や「日の丸」の旗振り、「君が代」斉唱、「御真影」の掲示などが求められた。祝祭というムードの中で一同が同じ行為をすることにより民衆が「共属意識」を感じることは、ナショナル・アイデンティティの形成に強く影響を及ぼした³⁰。

しかし、これらの事例は民衆が天皇や国家といった概念にいわば包摂されただけであり、民衆自身が内面的に国民化した事例であるとはいえない。日本の近代における民衆の国民化を考えるにあたって外せないのが対外関係、とくに日清・日露戦争である。次節では対外関係が民衆に及ぼした影響をみていく。

【図1】 憲法祭の様子 [牧原 2008、332 頁]



では壮士らが民権派と政府派にわかれて綱引きや旗奪いなどを行っており、当初は少数の黨員らによるものだったが、次第に農民や子供たちも参加するようになった。

²⁹ 自由民権運動と民衆の関係にかかわる記述は [牧原 1998、82-84 頁；134-136 頁] を参考にした。

³⁰ 憲法祭と民衆の関係にかかわる記述は [牧原 1998、159 頁]、[牧原 2008、332-333 頁] を参考にした。

2-2. 対外関係とナショナル・アイデンティティの形成

明治政府は発足以来、欧米諸国との間に締結された不平等条約の改正を大きな目標の一つとして諸政策を進める。1871年には岩倉使節団を欧米に派遣し、「文明国」である西洋諸国の政治・経済・法体系などを視察した。明治政府は第1章で述べたような「文明国標準」を満たすような国づくりを目指し、いち早く「文明国」となることを課題とした。同時に、対外的には1871年に清と日清修好条規、1876年に朝鮮と日朝修好条規を結び、1874年の台湾出兵を経て1879年に沖縄県を設置するなど、帝国としての性質を強めていった。これらの行動に対して井口和起は、西洋諸国を「文明国」とみなして関係を結んだのとは異なり、自国を「文明国」の側に置いて諸国に「万国公法」型の外交秩序を押し付けた関係であり、「入欧」と「脱亜」の原型は1890年代半ばより形成されていたことを指摘している³¹。

1894年にはじまった日清戦争について政府は、この戦争が「万国公法」にのっとった「文明国」である日本と「野蛮」な清との戦争であることを強調した。福沢諭吉は日清戦争を「文野の戦争」と、内村鑑三は「文明の義戦」と表現している。日清戦争が「文明」対「野蛮」の戦争であることが国民にも受け入れられた根拠として、大谷正は一般民衆から軍隊の歓迎や献金、義勇兵の申し込みなどが相次いだことを挙げている³²。

このような思想は日露戦争になると更に強化された。飯塚一幸は日露戦争中に戦地の兵士から銃後に送られた軍事郵便を考察し、兵士がロシアの捕虜へ侮蔑的感情を抱く半面、自らを文明国の一員として自覚したり、現地の中国人民衆との接触の中で「中国のため」に日本軍が行う戦争であるという確信を強めたりしている部分が見受けられることを示している。さらに、銃後の民衆が時に戦地の兵士を上回る勢いで国家意識を書き綴った書簡があるという指摘も見逃せない³³。

このように、1890年代の対近隣諸国政策からその片鱗がみられる「脱亜」意識は日清・日露戦争を通じて民衆の中に幅広く浸透した。両戦争に共通するのは、日本人が「文明国」の一員であるという意識を強め、対戦国を「野蛮」であるとみなした点、そして両戦争を「文明」の戦争であると考えていた点である。特に日露戦争を通じて民衆に育まれた国家意識と一君万民意識は強く、兵士・銃後両方から、これほどまでにひどい戦争を戦って国家に貢献したというのに、なぜ自分たちには国民としての権利である選挙権がないのか、という強い不満が生じるきっかけとなった。この不満こそが、民衆が自らの国民化を求める精神に直結したのである。

3. 大日本帝国憲法と天皇

最後に大日本帝国憲法と天皇、そして民衆について述べる。1889年に公布された大日本帝国憲法では主権は「天皇」におかれた。伊藤博文らによって作成された帝国憲法が下敷きとしたプロイセン憲法においては、キリスト教が「国教」として定められていたが、日本で

³¹ [井口 1994、6-7 頁]。

³² [大谷 1994、59-60 頁]。

³³ [飯塚 1994、144-145 頁]。

はこのような国家の軸となるような宗教が存在しないことから、伊藤は宗教による人心の掌握は不可能であると悟る。しかし国民の結集軸がなければ近代的中央集権国家の確立は難しい。そこで登場したのが天皇であった。王政復古以来、明治維新政府の正当性は「統治者」である天皇に求められており、1890 年、明治憲法公布の翌年に発表された教育勅語からも皇室を機軸とする政府の意志が明確に表れている³⁴。これまで何度も述べてきたように、新政府は復古の論理をもちだして「万世一系」の天皇をかつぐ支配者であることを統治の根拠としたが、西川長夫はこれを「伝統の創出〔発明〕」と評価している³⁵。

大日本帝国憲法に関して特筆すべきは、本来「国民」とされるべき民衆が「臣民」と置かれた点である。牧原憲夫は「臣民」は制限選挙下において選挙権を与えられなかった＝排除された「国民」を、天皇の赤子として包括するために作り出された概念であったとしている³⁶。このことからわかるように、大日本帝国憲法公布時、すべての民衆が「国民」たりえたわけではなく、「臣民」として曖昧に定義されただけであった。明治政府は諸制度を整備して国民国家化を目指し、支配の正当性・国民統合の象徴として天皇をかつぎあげていたが、政治に参画する権利がすべての民衆に与えられていない点からも明らかな通り、途上の国民国家であった。

4. 小括

以上、本章では、日本における政府・民衆内部両方向からの国民国家化を概観した。最後に、日本の国民国家形成が比較的スムーズに進行した理由について考えたい。これに関する解答の一つとして西川長夫は、徳川期にある種の近代性が成熟していたことを挙げている。西川自身、仮説であることを断ったうえでこのように述べてはいるが、アンダーソンも「幕府による国内の平定」と「二世紀半の孤立」によって、日本人が比較的高い「民族文化的同質性」をもちあわせていたことを指摘している³⁷。日本の国民国家化は近代以降に一から進んだわけではなく、江戸時代にその基盤があったのである。

第3章 アジアにおける国民国家の受容

本稿の論題の前提である「歴史総合」における国民国家形成に関して、学習指導要領では「アジア諸国とその他の国や地域」の「国民国家の形成の背景や影響」は「主題学習」の扱いとなっている。その主題の対象として、ここでは中国とインドネシアを選択するが、この両国を選択した理由は以下のようなものである。

³⁴ 本節の憲法と天皇に関する記述は〔山口 2018、105-107 頁〕を参考にした。

³⁵ 〔西川 1995、30 頁〕。

³⁶ 〔牧原 2008、355 頁〕。

³⁷ 〔アンダーソン 2007、158-159 頁〕。

国民国家の理念は19世紀後期以降、欧米からアジア諸国やその他の地域へと拡大したが、大きく分類して、国民国家の形成には二類型が認められる³⁸。その第一の類型は中国や日本のように、すでに存在した国家が列強の侵略に対抗して国民国家の理念を導入したものであり、第二はインドネシア、アフリカ諸国のように、欧米列強が植民地支配のために導入した枠組みを梃子にして独立し、その領域がひとつの国民国家を形成した場合である。この2類型それぞれを代表する国家として、中国とインドネシアを取り上げる。インドネシアは、『想像の共同体』でベネディクト・アンダーソンが考察のきっかけとした国家でもあり、歴史総合を考える本稿の対象として妥当である。

上記に加えて、アジアの中でこの二国を取り上げる理由は、中国の国民国家形成の過程には日本による侵略戦争がおおきく関与しており、指導要領解説に示された「歴史総合」の趣旨³⁹から扱うのが相当と考えたからである。また、インドネシアの場合は、後述するように「多様性の中の統一」を国是としている点で、グローバル化が進行する現在、多文化共生社会のモデルとなりうるからである⁴⁰。

1. 20世紀前半の中国における国民国家の形成

19世紀以降の中国では、洋務運動や変法自強運動が十分に近代化への成果を上げられないことに対する不満を背景に、孫文は「三民主義」を提唱し、共和制の樹立を目指すに至った。その結果、1911年、辛亥革命により長く続いた王朝政治は終焉し、中国独自の国民国家が形成されていった。革命後の政局は、軍閥の割拠、日中戦争の勃発、国共内戦等を経て大きく混乱したが、1949年、最終的に中華人民共和国が成立した。

従来、中国における国民国家の形成に決定的な役割を果たしたものとして、共産党の活動を重視した解釈がおこなわれてきた。しかし、近年では国民国家形成過程における国民党の役割に焦点を当て、これを評価する論調が一般的になっている⁴¹。なぜなら、国民国家形成の指標を憲法制定や議会の開催に置いた場合、中国独自の憲法や議会は、混乱の中においても国民党を中心とした中華民国政府の継続的な取り組みによって形成され、そこで展開された「議会専制」体制や「以党治国」は現在の中国にも継承されているからである。

この視点に立てば、従来の解釈による中国史観は、次の点から相対化される必要がある。

³⁸ [柄谷 2010、314 頁]。

³⁹ 歴史総合では「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」を育成することを目標としている。[文部科学省 2019、125 頁]。

⁴⁰ 学習指導要領解説では「一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし（略）新たな価値を生み出していくことが期待される」とある。[文部科学省 2019、1 頁]。

⁴¹ 概説書においても次のような記述がある。「歴代、王朝支配の最も基本的な財源であった田賦は、民国時代にはいつて地方税化し、軍閥割拠の経済的な基盤となっていたのだが、蔣はその「中央化」に成功したのである。（中略）実際、この措置は、貨幣政策における幣制改革に匹敵する重要措置と評価されるほどのものだった」[狭間・長崎 1999、197-198 頁]。

すなわち、中国国民が本質的に国民国家への凝集力に欠けるという解釈⁴²の一方で、戦後の中華人民共和国を「共産主義一枚岩国家」とする見方が併存してきた。これらは現在、「革命中心史観」に陥っていたと考えられている点である⁴³。このような見解が定着したことにより、辛亥革命から中華人民共和国成立までの時期における国民党の業績に対する再評価が迫られている。

そこで、以下では中国の国民国家形成の特徴を、中華民国期の憲法と議会のあり方に焦点をあてながら、併せて国民の凝集力向上のために「中華」意識の醸成が行われていった過程を見ていくこととする。

まず、国民国家形成期の中華民国の政治的背景を確認する。辛亥革命により中国史上初の共和制が樹立した後、国民党の最大の課題は、いかに軍閥勢力の影響下にあった行政政府を牽制するかであった。そこで、孫文らは「議会専制」体制を是として、行政権・司法権よりも国民が直接に選出した立法権こそが優越されるべきであるという主張を展開した。議会制民主主義に不慣れな国民を指導するためとして、実態としては「議会専制」は形骸化し、「以党治国」すなわち国民党が国民を主導することを目指したものであった。これを示すものとして、孫文の思想の中には早い段階から「軍政」、「訓政」⁴⁴、「憲政」という政治発展三段階論が確認される⁴⁵。

次に中華民国における憲法制定の流れと議会のあり方を考察する。革命直後の1912年3月「中華民国臨時約法」が制定された。これはアジアで最初に「主権在民」の共和制を規定したものとして注目される。この後、袁世凱が国民党の解散と対華二十一箇条を承認したことに対して批判がおこり、第一次世界大戦末には「民族自決」が国際的に注目されるなか、五・四運動と中国国民党の再建へとつながった。孫文の死後、蔣介石が主導した北伐が1928年10月に完了すると、「訓政大綱」決議がなされた。これにより国民党が「国民大会」（議会）を通じて、国民を指導する体制が再度確認された。1936年5月5日の憲法草案発表（「五五憲草」）においても「議会専制」の諸規定が見られるが、1937年7月7日、盧溝橋事件により憲法の公布は延期され「訓政」から「憲政」への移行は中断を余儀なくされた。

第二次世界大戦において戦勝国となった蔣介石政権に対して、1946年1月の「政治協商会議」で非国民党の党派が参加して「憲政」を目指したものの、中国は国共内戦へと突入していった。内戦さなかの1947年元旦に「中華民国憲法」が成立し、ここにいたって、政府はようやく三権分立による「憲政」を指向した。しかし、国民党は敗北して台湾へ逃れた。

⁴² 嚴復の「国民国家構想」では中国を「天下があつて国家がない」「散砂のようで愛国心に欠ける」とする。その原因は「大一統」思想（『春秋公羊伝』に依拠：中国の文化の及ぶところは中華民族であるとする）にさかのぼるといふ。[區 2011、139-140 頁]。

⁴³ [西村 2008；2017、60 頁]。

⁴⁴ 「訓政」とは中華民国人民の政治的知識と経験の幼稚な段階に国民党が保育・教育する政治をさす。「戦時体制（軍政）から憲政への過渡期として想定」された。[石川 2010、58 頁]。

⁴⁵ 孫文は「革命方略」（1906）、「中華革命党」総章（1914）、「孫文学説」（1919）、「建国大綱」（1924）で三段階論を展開している。[西村 2017、108 頁]。

その後、台湾では1948年に制定された「動員戡乱時期臨時條款」が1987年に至るまで継続され、戒厳令下に置かれた。一方、大陸では1954年9月には「中華人民共和國憲法」が制定されたが、この憲法においても国民党時代からの「議會專制」的な傾向が継続しており、全国人民代表大會を擬制化した共産党による「以黨治國」体制が現在まで続いている。このように、両国ともに、長く孫文が理想とした憲政は実現しなかった。

最後に國民凝集のための中華意識の醸成について概観する⁴⁶。革命以前の1905年に中国同盟会によって『民報』が創刊された際、「中華民族開國の始祖」として「黃帝」の像を掲載し、黃帝紀年が主張されていた⁴⁷。中華民國期においても、蒙・回・藏に対し、単一「國族」への同化を求めたり、蔣介石が「新生活運動」「衣・食・住・行」を伝統的な「礼・義・廉・恥」の觀念から矯正しようとしたりしたことも中華意識醸成によって國民の凝集力を高めようとした例である⁴⁸。「抗日民族統一戰線」における共産党の民族政策でも、民族平等政策すなわち漢・滿・蒙・回・藏の「五族共和」に立脚した中国ナショナリズムが主張された。この主張において、各民族は自民族のアイデンティティを持ちつつ、「中華民族」の自意識を共有するとされ、現在の中華人民共和國にも継承されている。そしてこれらの文化政策以上に、政治制度においても中国の傳統思想が通底していることを金子肇は指摘している⁴⁹。すなわち、金子によれば現在の中華人民共和國の全國人民代表大會体制そのものが三權分立を否定し、「民意」至高主義に立つ点で、伝統的な「天命＝民意」が横滑りしたとされる。

中国における國民國家の成立過程を概観すると、孫文が目指した自由・平等の理念は、革命進行の過程の中で傳統的価値観によって絡め取られていったと見ることもできよう。

2. オランダ支配を梃子にしたインドネシアの國民國家形成

次にインドネシアの國民國家形成の特色を考察する。現在のインドネシアは世界最大のムスリム人口を擁する國家でありながら、自らをイスラーム國家として位置づけることなく世俗主義の方針を維持している。それは国内に混在する様々な宗教集團を國民國家の下に統合するために「多様性の中の統一」を國是としているからである。政教分離や信教の自由は近代的な國民國家を支える基本理念であるが、インドネシアでは、それが理念として支持されたというよりは、オランダ統治によって創られた領域を國民國家としてまとめあげるために必要とされたと考えられる。

それでは、本来様々な小國が分立していた領域に対し、オランダの統治政策がどのように

⁴⁶ ナショナリズムは近代的なものであると同時に「神話と記憶」によって再解釈された過去に依拠している。[スミス 1999]。

⁴⁷ 革命を目指す政治グループでは滿人を排してして漢人國家を建てようとする風潮があり、漢人が黃帝の子孫であることを貴種たることの証とした。[川島 2010、82 頁]。

⁴⁸ [石川 2010、85 頁]。

⁴⁹ 「全人代を頭部に戴く一九五四年憲法下の統治体制は、一元的な國家編成をとっている点で、孫文が抗争した國民大會を頂点とする國家編成だけでなく、專政王朝のそれとも基本的に同質であった。」[金子 2019、269 頁]。

してそこに均質性をもたらし、やがてはオランダに対する共闘へと向かわせたのかを概観する。

17 世紀に始まるオランダ支配下のインドネシアでは、分割統治政策によって現地の住民らは互いに敵対させられていたが⁵⁰、オランダ領東インドとして近代世界システムに組み込まれると、次第に共通した利害関係の下に置かれていった⁵¹。19 世紀には、ジャワ戦争をはじめ、各地で反植民地運動が起こった。しかし、それらは共闘へ向かって収斂することなく、オランダの圧倒的な軍事力の前に各個撃破されていった。ジャワ戦争の鎮圧後、オランダは「栽培制度」を実施したが⁵²、この政策によるジャワ住民の疲弊ぶりが、オランダ人デッケルの小説『マックス・ハーフェラル』によって批判されたことが知られている。その結果、1860-70 年代に栽培制度は廃止され、自由主義政策へと転換が図られた。私企業の進出が増加した結果、現地の住民を下級官吏に登用する必要性が増してきた。これを受けてオランダ政府は、医師養成学校、教員養成学校等を設立し、この中から現地での知識人階級が形成されていった。また、1869 年にスエズ運河が開通すると、聖地巡礼者の中からイスラーム原理主義に接触する者が現れ、東南アジアにイスラームネットワークが形成された。このことから、東インドの民族主義発生の背景として、まずグローバル経済の拡大があったといえる⁵³。

さらに、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、激烈な抵抗を示したアチェ戦争に疲弊したオランダ政府は、再度支配方針を転換し、倫理政策を開始した。社会主義者ファン・コルの告発や「名誉の負債」という概念⁵⁴がオランダ人自身によって主張されるようになった。この時期にはさらに教育制度が整えられ、諮問機関としての「国民参事会」⁵⁵に原住民が参加する道が開かれた。これらの改革の結果、下級官吏としての東インド現地住民の雇用は増加し、後の独立運動の中心となる知識人層が発生した。

オランダは植民地支配の労働力として導入した華人を、やがて徴税請負業等に雇用し、華人の中には小売業や農業経営で富裕になる者が現れた。その結果、「オランダ人」「中国人」に対抗する「我々」意識が東インドの知識人の中に育っていった。「インドネシア」という

⁵⁰ [永積 1980、iii 頁]。

⁵¹ 世界恐慌の影響により「1929 年と 1934 年の間には、ジャワの砂糖価格は、クイントルにつき 13.66 から 5.61 ギルダーにまで値下がりした」[Loh 2005、152-153 頁]。

⁵² 公式には「政府管掌栽培」という名称で実施されていた。従来「強制裁培制度」と訳されてきたが、オランダ語の *Cultuur-stelsel*、その英語訳の *Culture System* の日本語への訳語は、近年の学術用語では単に「栽培制度」と訳すべきとの深見純生らの主張に従った。

⁵³ 土屋健治はオランダが導入した鉄道、船舶、道路、航空路、郵便、電信、電話、ラジオ放送などのネットワークがインドネシア各地を結びつけ、それらを統括する官僚制に必要とされた現地教育がインドネシアに共同体意識をもたらしただけを指摘している。[土屋 1994 年、25-28 頁]。

⁵⁴ ファン・デフェンテルの 1899 年の論文。オランダ人はインドネシアに対して「繰越勘定」を返済すべきとし、東インドの福祉政策の見直しを主張した。[永積 1980、63 頁]。

⁵⁵ 当初の議席は欧州人 20 人、原住民 15 人、外来アジア人 3 人。[永積 1980、205 頁]。

言葉が民族主義者によって使われ始めたのは、1917 年頃である。さらに彼らの紐帯を強化した装置が「インドネシア語」であった⁵⁶。こうして 20 世紀に入ると様々な政治団体が誕生する。1908 年に設立された、穏健なジャワ人民族主義団体を中核とするブディ・ウトモ⁵⁷を嚆矢として、バティック商人ムスリムを中核とするイスラム同盟が続いた⁵⁸。この二者が地域の利便を代表する団体であったのに対し、東インド全体を初めて視座においたのが、1913 年に結成された東インド党であった⁵⁹。これ以後、1920 年にアジア初の共産党となったインドネシア共産党、スカルノが主導したインドネシア国民党はともに「インドネシア」意識を明確に表明した。

とりわけ、国民党結成の翌年に行われた「青年の誓い」は「一祖国、一民族、一言語」を提唱して「インドネシア」を新しい共同体として主張した点で重要である。スカルノはいったん逮捕されるものの、日本軍の支配のもとで解放され、さらに 1944 年 9 月、日本に対して独立を要求するに至った。1945 年 8 月の日本の敗退直後、インドネシアは独立宣言を行った。1945-49 年にかけて対オランダ独立戦争を勝ち抜くと、スカルノは独立後の国家方針として「パンチャシラ」を表明した⁶⁰。これは建国五原則であり「唯一神の信仰、人間性の尊重、国家の統一、民主主義、社会的公平」から成り、今も多文化共生を目指すインドネシアの国是となっている⁶¹。

【図 2】インドネシアの国章

ガルーダ・パンチャシラ

神鳥ガルーダが抱える盾に描かれた 5 つのエンブレムは、パンチャシラの 5 原則を示す。
(ウィキペディア「パンチャシラ」より転載、
画像はパブリックドメイン)



⁵⁶ 現在のインドネシア語はマレー語を基にしている。「マレー語は海域世界をめぐる共通語として用いられていたが、ナショナリストは知識人の共通語であったオランダ語や最大の使用言語であるジャワ語ではなく、このマレー語によって政治活動を展開した」[土屋 1994、33 頁]。

⁵⁷ ジャワの知識人・医師ワヒディンらによる穏健なジャワ人民族主義団体。

⁵⁸ 「イスラム同盟の目的 設立当初のイスラム同盟の主な目的とは、ジャワのイスラム商人の経済活動を活性化することであった。ジャワ人と華人の間がぎくしゃくとしていたので、ジャワ商人が華人商人に対抗するため、団結をしたのである」[バドリカ 2008、172-173 頁]。

⁵⁹ この政党はマングンクスモ、スルヤニングラット、ダウエス・デッケルの三名が中心となったが、印欧混血児が多く参加した。[土屋 1994、97-98 頁]。

⁶⁰ 小学校段階の「パンチャシラ道徳教育」に並び、「国民闘争史」がスハルト政権のもと 1983 年以降、高等学校課程において導入された。土屋健治によれば 1980 年以来小学校から高校まで一貫して、文部大臣のみならず政治治安担当調整大臣や大統領補佐官も加わって教科書が作成された。その特徴は第一に個人の生活態度や思考内容においてインドネシア国家の存立原理としてのパンチャシラを血肉化することにあるとされる。[土屋 1994、288 頁]。

⁶¹ [ナスティオン 2007、41 頁]。

3. 小括

中華民国から中華人民共和国成立への流れを連続的に見ることによって、「議会専制」や「以党治国」は中華人民共和国の「全国人民代表大会」や共産党による政治主導へと継承されていることがわかる。さらに両者はともに「五族共和」を主張しつつ、国民国家の凝集性を高めるために、伝統的「中華」意識を利用していることも明白である⁶²。この観点から考察すれば、中国における国民国家は単に中華人民共和国によってのみ形成されたのではなく、国民党時代からの継続的な政治改革もおおきく寄与していると見るべきである。さらに国民の凝集性を高める装置としての中華民族意識醸成も中華民国期から現在へと継続している。中国の国民国家形成に通底する要素として、伝統的な儒教思想があると見ることもできよう。このような視点は従来の歴史教育においては十分に取り入れられてきたとはいえないので、今後の「歴史総合」の内容構成においては、国民党の役割の再評価が課題となるだろう。

他方、インドネシアにおける国民国家形成の特色は、グローバルな経済体制の下でオランダの支配を受けた領域が利害を共有することによって、植民地支配の枠組みを梃子として国民国家を形成したことである。人口の多数派をムスリムが占めるが、ムスリムの実態は非常に多様である上、キリスト教、仏教、ヒンドゥー教、精霊信仰など宗教的な多様性を背景として「パンチャシラ」を設定したことで多文化社会を構築した点も大きな特色である。

おわりに

以上のとおり、東アジア地域を中心にして国民国家が形成される過程を、「国民」そして「ナショナル・アイデンティティ＝国民的アイデンティティ」の創出に視点を据えて検討を加えてきた。

まず、国民国家の代表例として取り上げられることの多いフランスにおいても、革命当初に目指された国民国家を実現するには一筋縄ではいかなかったことを示し、こうしたヨーロッパの国民国家形成と両輪で進んだ帝国の拡大が、国民国家の理念を波及させたことを示した。つぎに、日本では西欧列強とのかかわりのなかで、文明国の仲間入りを果たすという目的のために近代化が目指されたことを示した。そこでは「国民」が、政府主導の近代化諸政策によってのみではなく、それに対する民衆側においても国民意識が形成されていく動向が存したことを確認した。そして、中国については、共和制を支える「憲政」の追求と中華意識の創出を梃子にして「国民」が生みだされた。インドネシアの場合は、オランダの植民地統治のもと「国民意識」が高められ、オランダにより実施された諸政策を媒介として国民国家の形成が図られた。

このような分析をもとに「問い」に対する一つの解答を提案する。19世紀末に形成され

⁶² 1995年以降の「夏商周断代工程」や、2001年以降の「中華文明探源プロジェクト」はその例。

た国際秩序は、文明国であることを参入の条件とするものであった。日本をはじめアジア諸国など、各国における国民国家化の過程は必ずしも同じではなかったが、共通するのは「抑圧に対抗して自立した国であろうとする意識」の存在である。この意識が各国において政府・民衆双方から高まったことが、国民国家が世界に拡大していく一つの要因であった。

最後に今後の展望を述べておきたい。たとえばアフリカや南米諸国にみられるように、国民国家として自立を図ろうとするも、結局、軍事独裁政権のもとにおかれたり、あるいは内部抗争により挫折を余儀なくされる国々もある。本稿ではこれらの国々について言及することは叶わなかった。国民国家とは何か、という問題をさらに多面的に検討していく必要があるだろう。

参考文献

はじめに

木畑洋一

- 1994 「世界史の構造と国民国家」歴史学研究会編『国民国家を問う』、青木書店、3-22 頁。

文部科学省

- 2019 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 地理歴史編』東洋館出版社。

西川長夫

- 1995 「日本型国民国家の形成—比較史的観点から—」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化受容』新曜社、3-42 頁。

牧原憲夫

- 2008 『全集日本の歴史第 13 巻 文明国をめざして』小学館。

第 1 章

B. アンダーソン（白石隆、白石さや訳）

- 2007 『定本想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山。

池田嘉郎

- 2012 「帝国、国民国家、そして共和制の帝国」『Quadrante：クアドランテ：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』14、81-99 頁。

酒井一臣

- 2009 『近代日本外交とアジア太平洋秩序』昭和堂。

- 2019 「ドン・キホーテの夢—『文明国標準』の帝国日本の国際秩序観」『史林』102 (1)、188-224 頁。

シイエス（稲本洋之助、伊藤洋一、川出良枝、松本英実訳）

- 2011 『第三身分とは何か』岩波書店。

O. ジマー（福井憲彦訳）

2009 『ヨーロッパ史入門—ナショナリズム 1890-1940—』岩波書店。

杉原薫

2003 「近代国際経済秩序の形成と展開—帝国・帝国主義・構造的権力」山本有造（編）『帝国の研究 原理・類型・関係』名古屋大学出版会、129-185 頁。

竹沢尚一郎

2001 『表象の植民地帝国—近代フランスと人文諸科学』世界思想社。

谷川稔

1997 『十字架と三色旗—もうひとつの近代フランス』山川出版社。

1999 『国民国家とナショナリズム』（世界史リブレット 35）山川出版社。

谷川稔・渡辺和行（編）

2006 『近代フランスの歴史—国民国家形成の彼方に』ミネルヴァ書房。

西川長夫

1992 「国民（Nation）再考—フランス革命における国民創出をめぐって」『人文學報』（70）1-22 頁。

N. バンセル、P. ブランシャール、F. ヴェルジェス（平野千果子、菊池恵介訳）

2011 『植民地共和国フランス』、岩波書店。

平野千果子

2002 『フランス植民地主義の歴史 奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院。

平野千果子（編）

2019 『新しく学ぶフランス史』ミネルヴァ書房。

E. ホブズボーム（浜林正夫他訳）

2019 『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店。

松沼美穂

2012 『植民地の「フランス人」—第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版局。

南塚信吾、秋田茂、高澤紀江（編）

2016 『新しく学ぶ西洋の歴史—アジアから考える—』ミネルヴァ書房。

山室信一

2003 「『国民帝国論』の射程」山本有造（編）、『帝国の研究 原理・類型・関係』名古屋大学出版会、87-127 頁。

弓削尚子

2014 『啓蒙の世紀と文明観』（世界史リブレット 88）山川出版社。

渡辺和行

2000 「義務の共和国—エルネスト・ラヴィスの歴史教育と国民形成」服部春彦、谷川稔（編）『フランス史からの問い』山川出版社、293-316 頁。

第2章

飛鳥井雅道

- 1995 「明治天皇・「皇帝」と「天子」のあいだ」西川長夫、松宮秀治（編）『幕末・明治期の国民国家形成と文化受容』新曜社、45-89 頁。

B. アンダーソン（白石隆、白石さや訳）

- 2007 『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山。

飯塚一幸

- 1994 「日清・日露戦争と農村社会」井口和起（編）『近代日本の軌跡 3 日清・日露戦争』吉川弘文館、122-148 頁。

井口和起

- 1994 「「大日本帝国」の形成」井口和起（編）『近代日本の軌跡 3 日清・日露戦争』吉川弘文館、1-25 頁。

大谷正

- 1994 「日清戦争」井口和起（編）『近代日本の軌跡 3 日清・日露戦争』吉川弘文館、51-74 頁。

落合弘樹

- 2018 「廃藩置県・秩禄処分—分権から集権へ」、小林和幸（編）『明治史講義【テーマ編】』筑摩書房、61-74 頁。

木村茂光、小山俊樹、戸部良一、深谷幸治（編）

- 2016 『大学でまなぶ日本の歴史』吉川弘文館。

西川長夫

- 1994 「一八世紀 フランス」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、24-43 頁。
1995 「日本型国民国家の形成—比較史的観点から—」西川長夫・松宮秀治（編）『幕末・明治期の国民国家形成と文化受容』新曜社、3-42 頁。

布川清司

- 1972 「江戸期民衆思想の再確認」市井三郎、布川清司『伝統的革新思想論』平凡社。

牧原憲夫

- 1998 『ニューヒストリー近代日本 1 客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』吉川弘文館。
2006 『シリーズ日本近現代史② 民権と憲法』岩波書店。
2008 『全集日本の歴史第 13 巻 文明国をめざして』小学館。

牧原憲夫（編）

- 2003 『〈私〉にとっての国民国家論—歴史研究者の井戸端談義』日本経済評論社。

松沢裕作

- 2016 『自由民権運動〈デモクラシーの夢と挫折〉』岩波書店。

安田敏朗

- 2006a 『統合原理としての国語 近代日本言語史再考Ⅲ』三元社。

2006b 『「国語」の近代史』中央公論社。

山口輝臣

2018 「明治前期の国家と神社・宗教—神社が宗教でなかったのはなぜか」、小林和幸（編）『明治史講義【テーマ編】』筑摩書房、95-108 頁。

第3章

アンダーソン、ベネディクト

2007 『定本想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（白石隆、白石さや訳）書籍工房早山。

石川禎浩

2010 『革命とナショナリズム』（シリーズ中国近現代史③）岩波書店。

イ・ワヤン・バドリカ（石井和子監訳、楳沢英雄、田中雅臣、山本肇、菅原由美訳）

2008 『インドネシアの歴史』明石書店。

米原謙・金鳳珍・區建英

2011 『東アジアのナショナリズムと近代』大阪大学出版会。

金子肇

2019 『近代中国の国会と憲政：議会専制の系譜』有志舎。

柄谷行人

2010 『世界史の構造』岩波書店。

川島真

2010 『近代国家への模索』岩波書店。

スミス、アントニー（巢山靖司他訳）

1999 『ネイションとエスニシティ』名古屋大学出版会。

斯波義信

1995 『華僑』岩波書店。

土屋健治

1994 『インドネシア思想の系譜』勁草書房。

永積昭

1980 『インドネシア民族意識の形成』東京大学出版会。

ナスティオン・土屋武志

2007 「インドネシアにおける歴史教育論争の一断面」『社会科研究』第 67 号、全国社会科教育学会、41-50 頁。

西村成雄

2008 「二〇世紀中国の「国民国家」的凝集力」秋田茂・桃木至朗（編）『歴史学のフロンティア』大阪大学出版会、59-90 頁。

2017 『中国の近現代史をどうみるか』岩波書店。

狭間直樹・長崎暢子

1999 『自立へ向かうアジア』（世界の歴史 27）中央公論社。

文部科学省

2019 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 地理歴史編』東洋館出版社。

安井三吉

1998 「中国国民政府論—未完の訓政」『解放の光と影』岩波書店、163-183 頁。

米原謙・金鳳珍・區建英

2011 『東アジアのナショナリズムと近代』大阪大学出版会。

Loh. Kah Seng, Lim. Dorothy, Huang. Dionne

2013 *European dominance & expansion in Southeast Asia in the late 19th century*, Singapore: Pearson.

おわりに

大阪大学歴史教育研究会

2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。

執筆分担

はじめに：向井

第 1 章：谷垣

第 2 章：小川・向井

第 3 章：内藤

おわりに：向井